

一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準および評価方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準および評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川および水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準および評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

(2) 出資金の評価基準および評価方法

① 市場価格のあるもの・・・・・・・・該当するものは ありません。

② 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建物 15年～50年

工作物 5年～60年

物品 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

ソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によりますが、該当するものではありません。

(4) 引当金の計上基準および算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資および出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しますが該当するものではありません。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しますが、該当するものではありません。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当および勤勉手当ならびにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金および要求払預金）および現金同等物（愛荘町資金管理および運用基準において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金および現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品およびソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額または見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分が不明瞭である場合の判断基準については、金額が60万円未満であるとき、または固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更等はありません。

3 重要な後発事象

重要な後発事象はありません。

4 偶発債務

偶発債務はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は、次のとおりです。

一般会計、土地取得造成事業特別会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における令和元年度決算に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりです（単位：％）。

実質赤字 比率	連結実質赤字 比率	実質公債費比率				将来負担 比率
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	3カ年 平均	
—	—	4.8	5.4	6.1	5.4	32.6

⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額

区分	金額
繰越明許費（一般会計）	70,247 千円
事故繰越し（一般会計）	0 千円
計	70,247 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

区分	金額
標準財政規模	6,178,648 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,111,900 千円
将来負担額	18,284,603 千円

充当可能基金額	4,204,298 千円
特定財源見込額	10,408 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	12,415,704 千円

- ② 地方治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

0 千円

- ③ 臨時財政対策債の趣旨及び現在高

ア 趣旨

臨時財政対策債は、地方財政収支の不足額を補てんするため、各地方公共団体が特例として起こしてきた地方債です。その元利償還金相当額については、全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとされ、各地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう措置されています。

イ 現在高 4,023,114 千円

- (3) 行政コスト計算書に係る事項

該当するものではありません。

- (4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分および余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金および基金等を加えた額を計上しています。

- ② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

- (5) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 -587,710千円

- ② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	10,896,826 千円	10,688,401 千円
前年度繰越金に伴う差額	-600,126 千円	—
内部取引相殺消去	-2,148 千円	-2,148 千円
資金収支計算書	10,294,552 千円	10,686,253 千円

繰越金については、歳入歳出決算書では収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	317,976千円
投資活動収入の国県等補助金収入	89,590千円（＋）
未収債権、債務等の増減	3,550千円（＋）
減価償却費	1,249,588千円（－）
賞与引当金充当額	108,533千円（＋）
賞与等引当金繰入額	127,515千円（－）
退職手当引当金戻入額	120,433千円（＋）
徴収不能引当金繰入額	4,443千円（－）
徴収不能引当金充当額	4,931千円（＋）
資産除売却損	1,213千円（－）
純資産変動計算書の本年度差額	-737,746千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額および利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	1,500,000千円
一時借入金に係る利子額	0千円

⑤ 重要な非資金取引

重要な非資金取引は、以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産および負債はありません。